

第4号様式 (第10条関係)

児童育成手当額改定申請書											
受給者	氏名					認定番号	第 号				
	住所	武蔵野市 電話番号 ()									
増額事由		ア 新たに児童を扶養することになった。 イ 他の種類の手当に該当するようになった。 ウ その他 ()									
事由発生年月日		令和 年 月 日									
新たに 対象となる 児童	氏 名 (生年月日)	続 柄 同別居	受給事由	父母の氏名 (生年月日)		障害の有無 (手帳の有無)		※支給 区分			
	(. .)	同・別		父 (. .)		有・無 (有・無) 「 手帳 級」		育・障			
				母 (. .)							
	個人番号				-						
	(. .)	同・別		父 (. .)		有・無 (有・無) 「 手帳 級」		育・障			
				母 (. .)							
	個人番号				-						
	(. .)	同・別		父 (. .)		有・無 (有・無) 「 手帳 級」		育・障			
				母 (. .)							
	個人番号				-						

上記のとおり、児童育成手当の額の改定について申請します。

令和 年 月 日

氏 名

武 蔵 野 市 長 殿

☐ 身元確認 ☐ 世帯確認

注

- 1 ※の欄は記入する必要はありません。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項並びに武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）第4条第3項及び別表第2の3の部(2)の項の規定により、受給者並びに受給者の配偶者及び対象児童の所得状況等を公簿等により確認します。

〔添付書類について〕

1 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- (1) 対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し（他の市区町村に住所を有する場合に限る。）
- (2) 受給者が、対象児童を別居して扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類

2 育成手当に必要な書類

- (1) 対象児童の戸籍の抄本
- (2) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、当該児童の父母の戸籍（又は除かれた戸籍）の謄本（又は抄本）
- (3) 父又は母が障害の状態にあること、父母が事実上の婚姻関係を解消したこと、父又は母の生死が明らかでないこと、父又は母が1年以上遺棄していること、父又は母が配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けていること、父又は母が1年以上拘禁されていること、母が婚姻によらないで懐胎したことにより申請する場合で、対象児童の父又は母がその他の支給要件児童の父又は母と異なる場合（母が婚姻によらないで懐胎した児童については、同じであるときを含む。）は、それぞれの事実を明らかにすることができる書類

3 障害手当に必要な書類

支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書

※ 添付書類が省略できる場合

- 1通又は2通以上の書類により、関係事項のすべてを明らかにすることができる場合は、その書類のみの添付で、他の書類を省略することができます。
- 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級を所持している等の場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができる場合があります。
- 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級及び愛の手帳1～3度を所持している場合若しくは「脳性マヒ」「進行性筋萎縮症」である場合等には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができる場合があります。
- 児童扶養手当等と同時に申請する場合には、重複する書類については省略することができる場合があります。
- その他、武蔵野市の現有公簿等により確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があります。